

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

233 号

2022年10月17日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師

情報とお願い 患者へのアンケート調査が始まります。

2022/10/15 副代表 橋本利治

11月から患者へのアンケート調査が始まります。あなたの患者様のところへ調査票が届いたらどうしますか？どのように対処しますか？患者さんから疑いの目で見られないようにするにはどうしたらよいか。

そもそも昨年、複数の施術者から「保険者から患者の受療控えになるアンケートが送られてきた、どうすればよいのか」との質問が多数寄せられました。その後通信でも事後経過を説明しました。もし皆さんの患者様から相談を受けましたら内容などをご報告ください。

会では情報を集めています。改善点など皆さんのご意見をお聞かせください。

特定非営利活動法人「東洋医療を考える会」総会

日時 2022年11月20日(日曜日)13時～17時

会場 YCC 代々木八幡コミュニティセンター

(小田急線代々木八幡駅下車5分)

講演会講師 天笠啓祐氏(ジャーナリスト、日本消費者連盟顧問)

本年度は「NP 法人 東洋医療を考える会」総会に引き続き天笠啓祐氏の講演会を開催し、コロナ感染問題の今後の変化、コロナワクチンの実像と問題点などについてお話を伺います。みなさま是非ご参加ください。

(山口 充子)

事務局よりお知らせ

入会申込書・変更届けなどの様式が変わっています。

書式は会の HP から入手できます。トップページの写真左下「キャンペーン実施中 入会はこちら」ボタンから入り、各書式を選択してください。

紙ベースで希望される方は、事務局にご請求ください。

川崎市多摩区の稲田公園で、一般社団法人鍼灸マッサージ師会から「マッサージコーナー」を出店します。マッサージボランティア活動の参加者を募集します。

朝 10 時から夕方 3 時まで、参加者は朝 9 時 30 分集合です。希望者は事務局まで。但し雨天中止です。当日の開催情報は清水鏡晴から連絡します。



当会のコーナーでは 10 分500円でマッサージ指圧を提供します。お手伝いの参加者は会から
 規程の日当が支給されます。是非とも参加をお願いいたします。また、『NPO 法人 東洋医療を考
 える会』も署名活動を行います。署名のお手伝いも参加歓迎いたします。

(2013 年野外パーティーでの治療)

鍼灸療養費不支給再審査請求公開審理傍聴に出席して

傍聴人：清水一雄

日時：令和4年9月22日 14時25分から

場所：厚生労働省社会保険審査会審理室

東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フットタワー8階

再審査請求人：兵庫県高砂市 MK 氏

代理人：奈須守洋氏

原処分をした保険者：ヤマトグループ健康保険組合

【再審査請求公開審理傍聴までの経緯】

この度の公開審理ははり・きゅうの適応疾患である「頸腕症候群」で不支給となった件で、再審査請求人及び代理人欠席ということでしたが、代理人を立てるのであれば1人は入室出来るが、傍聴は3人までで既に埋まっており傍聴は出来ないと断られました。

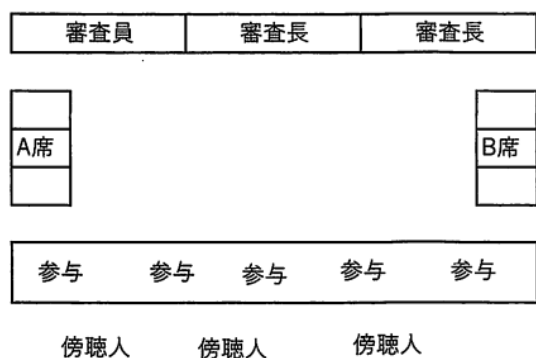
しかし何とか傍聴できないものかと何度電話してもつながらず、地元代議士にこの件を相談したら即掛け合ってもらい、もしかしたら1人キャンセルが出るかもしれないと言われ、しばらくして社会保険審査会審理室から1人キャンセルが出たと連絡があり何とか傍聴席に座ることが出来ました。

協同組合兵庫県保険鍼灸師会会員森脇健文鍼灸師が担当施術者であり、MK氏も森脇鍼灸師も欠席と伺っていたので、早速資料を送付してもらい当会から奈須保険部長が再審査請求人 MK 氏の代理人と言う立場で公開審理に臨みました。

この案件で再審査請求人側から一人も傍聴できない状況で、傍聴するのにいちいち代議士を立てなければ傍聴出来ないあり方に憤りを感じました。

傍聴人は当日13時に入室し最後の審理まで在籍しなければなりませんので、もちろん鍼灸療養費不支給の案件のみ希望するわけにいかず終了が16時頃でした。

【審査会配置】



※A席：再審査請求人、代理人側 B席：保険者側

審査委員等着席するまでに公開審理配置席の写真撮影を申し出ましたが撮影は一切禁止とのことでレイアウトをスケッチする。

着席は傍聴人が最初でその後関係者、参与等が続々と入室し最後にA席B席着席し公開審理が始まる。

【公開審理着席にあたって】

1. 担当官

審査長2名、審査員1名は共に女性、参与5名は男性で厚生労働大臣から指名を受けた人

2. A席（再審査請求人、代理人席）

MK氏に代わって当会奈須保険部長が代理人として着席

3. B席（保険者席） ヤマトグループ健康保険組合代理人2名が着席

4. 傍聴人左端に清水一雄着席、真ん中、右端とも他の傍聴人着席

【公開審理経過】

1. 代理人と傍聴者が参加して良かった

再審査請求人、代理人が不在でも公開審理は行われますが、審査請求が棄却で保険者有利に進行しているので再審査請求人の意見書と保険者の意見書が出されており、審査長から何かありますかとなり、参与から意見が出されなければ主文通りとなってそのまま審議されることはないと予想します。

2. 審査長から

審査長が審査委員、参与、再審査請求人代理人、保険者の紹介をする。次に再審査請求人代理人の自己紹介を求める。そして議事進行に入る。被保険者家族が受けたはり・きゅう療養費について本件焦点となる家族療養費の要件を満たしているかについて審議の宣言をする。

3. 支給するか否かの論点

保険者から同意医師への文書による照会事項で医師が回答したことについて

- ①慢性病であって医学的に適当な治療手段がないため
- ②患者から同意書の交付を求められたから（希望されたから）
- ③その他

があり、②に回答したものが今回の不支給になっている。

医師が回答書に②のみ印したものは治療手段がないとするのではなく、一方的に不支給の理由付けにしている。

4. 奈須守洋代理人の証言

公開審理まで時間がない中で、数日前に奈須代理人宛へ MKさんから資料が届き事前に目を通しておいたのが良かったです。証言の要点として

- ①医師が処方した投薬で患者は気分が悪くなるので医師が鍼灸を進めている。
- ②保険者はADLの改善を無視し症状固定を指摘しているが、患者を診ないで保険者が症状固定を出すのはおかしい。保険者の論理が破壊している。
- ③7月の照会では患者の求めになっているが、2か月前の5月には治療手段が無いと医師が回答しており、7月の時も同様の見解を示してくれている。
- ④憲法第25条を無視し、患者が健康になる権利と医療選択の自由を奪っている。
- ⑤この度の保険者の照会は医師への圧力である。

5. 結び

奈須守洋代理人の証言は声を出して発するべき意義のある証言でした。審査長が参与達に意見を求めたが、支給、不支給に関する意見は出されず終了されたが、この度の不支給は到底納得できるものではありません。保険者が不支給を誘導するような照会で医師に回答を求め、患者を健康にさせるという健康保険の本質から逸脱したもので到底許すべきものではないという思いです。

第2回財政再建プロジェクト報告

副代表：橋本利治

2022年10月9日13:00～15:00

事務所にて開催されました、財政部長、事務局長とわたしで議論をしました。

テーマは収支の見直しで話し合い、本当に赤字なのかを検証しました。

- 1 「特定非営利活動法人(略称：NPO 法人) 東洋医療を考える会」 必要性と収支について
- 2 全体の収入と収支の見直し 削減できるところ
- 3 寄付 募集（現実的ではない）
- 4 物販（共同購入）など 赤字解消の切り札になるか疑問の声もあり

検討事項

今回議題に上がった重要テーマは「NPO 法人 東洋医療を考える会」についてでした。知らない方がおられると思いますので簡単に説明します。皆さんはご存じでしょうか、鍼灸マ師会の併設組織として「NPO 法人 東洋医療を考える会」があるのを。

この組織は患者さんを中心にした会で私たち施術者とともに東洋医療を推進していこうとの趣旨で設立されました。

私たちは患者さんの支えによって成り立っています、私たちは患者さんの苦しみを軽くし、ひいては幸せにする役目を持った存在です。また患者さんにより私たちは生活の糧を得ている関係です。というわけでNPO 法人として患者の会が設立したのです。このことは重要なことで尊重しなければなりません。そこに「NPO 法人 東洋医学を考える会」の存在意義があります。このことを議論の中で確認しました。今回は「NPO 法人 東洋医療を考える会」との組織的関連が議論に上がりましたのでご存じない方のために説明しました。

収支の点検

過去3年間の収支決算書を参考に収入減、収入増、そして支出増減を点検しました。現時点では結論は出ませんが検討の余地はありと感じました。

物販促進

鍼灸師会オリジナルユニフォーム、オリジナルタオル、オリジナルホルダー 医療器具の共同購入以上のような案が提案されましたが

★実際売れるかどうか不明である。（リスクがある）

★出荷、包装などだれがどのようにするかを考える必要がある

以上報告いたします。

第3回プロジェクト会議予定

11月13日（日）13:00～15:00 場所：事務所にて

テーマ：【新しい事業の展開】★将来を展望した展開を検討する。

「介護施設におけるマッサージ訪問禁止解除に関する陳情書」提出

清水鏡晴事務局長が陳情書を衆議院議長に提出しましたのでご紹介します。

陳情書

令和4年10月1日

衆議院議長 殿

提 出 者 神奈川県川崎市多摩区菅仙谷 1-2-9

氏名 清水 鏡晴 印

介護施設におけるマッサージ訪問禁止解除に関する陳情書

(陳情趣旨) 新型コロナ蔓延により介護施設においては訪問鍼灸マッサージが禁止されています。これを歯科医、理容師、美容師同様に制限を解除して頂きたい。

以上のとおり陳情いたします。

- (陳情項目) 1. あん摩マッサージ指圧師の介護施設の訪問制限解除
2. はり師、きゅう師の介護施設の訪問制限解除

※陳情の場合は、紹介議員は不要です。標題の「請願」を「陳情」としてください。

※国会や関係機関に意見書の提出を求める場合は、意見書案を添付してください。

<参考>意見書案

介護施設における訪問鍼灸マッサージ禁止解除を求める意見書

(本文) 新型コロナウイルス蔓延以前においてあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師は介護老人福祉施設等入居者の麻痺・関節拘縮等改善するために、医療保険等を使い施術をおこなってきました。しかしコロナ蔓延の自粛後から現在までほとんどの施設で訪問を禁止されております。入居者の現状は要介護度3以上の身体が不自由な方が大半を占めます。その為に身体が拘縮を起こし日常生活に支障を起こしています。また自分では寝返り等が出来ず褥瘡を発症していると聞いています。あん摩マッサージ指圧師は身体の麻痺及び拘縮改善することにより、褥瘡予防には大変効果的な施術であります。なにとぞ介護施設訪問禁止の解除をお願い致します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月1日

あん摩マッサージ指圧師 清水鏡晴

内閣総理大臣
衆議院・議長 殿

トピックス 医療費窓口負担2割に

2022/10/12 橋本利治

健康保険制度で10月1日から自己負担が2割になる75歳以上の高齢者枠が追加されました。このことは一般に広報されていますが、それ以外にも細かく値上げされています。皆さんも患者さんから尋ねられた時にしっかり説明できるようにしておいてください。

変更項目は

- ① 75歳以上で一定の収入のある方（今まで1割）が自己負担2割になります。2割になる対象者は全体の2割で370万人です。
国は2割の方は所得が多く負担が可能とみていますが、実際は窓口負担が1500円だった方は3000円となる見込みです。そのことにより受診控えが起こりその結果、医療費削減につながると見込んでいます。（厚労省HP参照）しかし患者さんが重症化することが考えられます。
- ② 配慮措置があります。R7年までは配慮措置として窓口負担が3000円を超えた場合の金額が返金されるとしています。
年金生活者ではあまりにも値上げ額が多いのでこのような配慮措置を実施しています。
- ③ 10月からは、紹介状なしで大・中規模病院を受診した患者に支払わせる窓口負担（1～3割）とは別の追加負担金も引き上げます。
初診時は現行の「5千円以上」から「7千円以上」にします。負担増でねん出した財源を保険給付（7～9割）の削減に充てます。
- ④ マイナンバーカードを健康保険証代わりに使える新制度をめぐって、導入施設で従来の保険証を使う患者の窓口負担の方を割高にします。
3割負担の場合で初診時にカード利用者の負担増は6円に抑える一方、保険証利用者は12円の負担増とすることでカードの取得を促す狙いです。
その他にも医療費の削減があります。

以上のように、10月から健康保険制度が変わり新たな制度になりました。

また④にあるようにマイナンバーカード保険証に切り替わったなら私たちにとっても深刻になります。療養費ではそれに対応できる体制にはなっていません、

インカムに対するアウトカムのバランスが崩れます。これはもう既に閣議決定されていることなのです。声を上げなければ食べてゆけなくなります。対策を考えてゆきましょう。

「あはき」は「医業類似行為」という厚労省通知について

民間の資格で医業は行えない

監事 久下 勝通

「整体師という民間の資格を取得すれば、関節や骨格などの歪みを矯正する施術で仕事ができる」という宣伝広告は放置されています。整体師の講習会の呼びかけがなされ、整体院やリラクゼーションサロン等で働くこともできるし、自宅開業もできると宣伝されていますので、無資格者の治療行為が広がり続けているようです。

無資格者の医療行為が放置される拡散される一方で、法律に基づく伝統医療、あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師の治療の健康保険からの排除がすすめられている医療行政です。

この政府の考え方がよく表れているのが〔医業類似行為の取り扱いについて〕の厚労省通知（医事第五八号）です。

この通知で、法律により、一定の医行為を行う事を認められた資格を持つ、あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師、柔道整復師の治療が医業類似行為だといわれています。

また、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう、柔道整復以外の医業類似行為として、カイロプラクティック療法についてふれており、禁忌対象疾患の認識、一部の危険な手技の禁止、適切な医療受療の遅延防止、誇大広告の規制などについてなど見解が明らかにされています。

しかし、カイロプラクティック療法も法律により、医行為を行う事を認められた資格を持たなければ治療は行えない、医業を行うことは出来ない、という問題には触れられていないのです。

法律が認めていない、民間の資格では医業を行うことは許されていません。

整体師という資格は法律にありませんから、整体師が関節や骨格の歪みを矯正するカイロプラクティックなどの施術で営業することは認められません。このことは疑問の余地はないと思います。

伝統医療を蔑視する医業類似行為

厚労省通知（医事第五八号）（平成三年六月二八日）「医業類似行為の取り扱いについて、「あはき」を医業類似行為であるというのは政府の見解です。

この通知において、

(1) あん摩マッサージ指圧師、はり、きゅう及び柔道整復について、と題して、医業類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり、きゅう師、柔道整復師については、それぞれ法律で免許を有する者でなければ、これを行うことはできないことになっており、免許のない者が行えば法律で罰せられると言っているのです。

改めて厚生労働省は通知でいう必要もない事と思われる内容です。

この通知は、政府があん摩マッサージ指圧、はり・きゅう、および柔整を医業類似行為とみている、医業と見ていないということを明らかにしているのだと見受けられます。

しかし、政府が何を医業といい、何を医業類似行為というのか、なんら見解は示されていません。「あはき」柔整をどのような理由から、医業類似行為というのかも明らかにされていません。

厚労省通知は政府の見解であり、全国の地方自治体、役所への指導ですから、通知は法に基づくものでなければなりません。通知の法的根拠が明確でなければなりません。

法律に基づく医療資格を得て、法律が認める医療行為を行う者、あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師、柔道整師の治療行為を、いったいどのような理由から医業類似行為というのでしょうか、全く理解できない、法を無視した通知です。

「あはき」治療は医業だと法律は認めています。

「あはき」師の資格について「あはき」法の第一条は以下の通りです。

第一条 医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許（以下免許という。）を受けなければならない。

「あん摩マッサージ指圧治療」「はり・きゅう治療」を医業として行えるのは、医師およびあん摩マッサージ指圧師、あるいは、はり・きゅう師です。制限されてはいますが医業を行う資格です。

政府の見解は、医師法により、医師が医業は行うものであり、従って、医師以外のものの行為は医業類似行為であるとの見解ではないでしょうか。

しかし、この医師以外のものの行為は医業類似行為であるとの見解は、明治政府により作り上げられた戦前の問題ある見解です。

明治政府により制定された医療制度は、日本に根付いた東洋医学を一切否定し、西洋医学を学ぶものだけを医師として認める制度を作り上げました。西洋医学で理解できない伝統医療は医療とは認めず、取り締まりの対象としてきました。

あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師の治療が医業類似行為という政府見解は、明治政府以来の伝統医療の蔑視、排斥の思想がいまだに引き継がれていることを明らかにするものです。

「あはき」は医業類似行為 法律的根拠のない厚労省通知

昭和22年に新しい憲法（現憲法）の制定となり、憲法の施行とともに、議会が制定した法律に基づく医療行政が求められたのです。そのために、国民の伝統医療活用の要望にもとづき「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」が制定され、昭和23年1月より施行されました。

国民の医療の向上の一環として「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」が制定され、医師の医業以外に、これらの施術を法的に公認し、それぞれの免許を受けたものは、免許で許される治療を業とすることを法律が認めたのです。

この法律の成立以後、鍼灸師、あん摩・マッサージ・指圧師、柔道整復師は、それぞれ免許で示された内容により、医業を行うことが法律で認められたのです。鍼灸、マッサージ治療を医業類似行為というのは、法的根拠のない偏見です。

「あはき」法成立の国会で、政府も「あはき」は医業と認めています

法案を審議した国会では、政府もあん摩、はり、きゅうなどを制限された医業と認めています。

伝統医療の蔑視排斥の医療行政では、認められない医療資格者を認め、その医療資格者の営業を認める法律の提案です。

説明する政府担当者も大変だったことが、答弁からもうかがえます。

第1回国会、昭和22年12月5日の衆議院厚生委員会における「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法案」の質疑において、政府を代表する東龍太郎厚生技官の医業について述べた国会答弁を引用します。

「いやしくも人体の疾病、あるいは疾病とまでいかななくても、体の調子の悪いのに対して、何らかの方法をもってその状態を緩和し、もしくは病を軽くするというふうな手段は、これを行う人の如何にかかわらず、その方法のいかなる種類にかかわらず、これを一つの医行為、つまり医する行為というふうに解釈できると思うのであります。

そういたしますと、はりとかきゅうとかあんまとかいうものが、そういうふうな人体的な、今申しました状態に応用せられて、そしてそれが軽くなる場合には、これは誰が行いまして一つの医行為であるという見方はできると思います。」

「医行為というものは非常に広汎なものであるが、その中で特に医業と称せられるべき医行為の範囲がある。すなわち医学というそのためにする教育を受け、修練を経たものによっておこなわれるべきものである。そしてその者のみが行い得るところに健康保持、疾病の治療、それに向けられたところの働きが医業というものである。

従って医業という定義が、すでに医者によってのみ行われる、また、医者が行うべきというのでありますから、医業は医師がおこなうべきものであり、医師が医業を行う、そういう循環した言い表しかたになってくるのだらうと思います。

そういうふうな医業以外に今のような医業行為としてみとめられるようなもの、そのもののみを行うというような業、技を法律に規定してあるようなものとして認めよう、そうした議論の結果を示したわけであります。」

非常に長い引用ですが、医業についての丁寧な説明がなされています。

医師が行う医業以外に、はり、きゅう、あん摩、柔整というような、そのもののみをおこなう医療行為を規定したのが「あはき法」であることが明らかにされている答弁です。

「あはき」「はり・きゅう」は医業類似行為という厚労省通知は「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」成立以前の、医療から伝統医療を排除してきた見解であり認めることはできません。

法律で認められた資格なしに医業は行えない

厚労省通知（医事第五八号）（平成三年六月二八日）「医業類似行為の取り扱いについて」は何の根拠も示さずに、「あはき」柔整を医業類似行為だといっています。

しかも、この通知があいまいにしている問題は、法律で医業を行うことを認められた資格がなければ、どのような名称であれ医業は行えない、施術行為の営業は行えないという事です。

整体師の民間資格で、カイロプラクティックや整体などの施術による営業が行えるという広告宣伝を放置は許されないと思います。無資格者の施術行為を拡散し、国民に提供する医療の低下を招くだけです。無資格者の医業を放置し、法律が認める医療行為を行うあん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師を健康保険から差別的に排除する医療行政の問題点を指摘し、改善を求め続けなければならないと思います。



タロット占いを学んで

事務局次長 土田 仁

私は、1年位前から半年間、マンツーマンで、「タロット占い」を学びました！暇な時間を利用して、たまたま、地元情報誌で、短期受講生募集に応募して学んでみました。

やってみるとなかなか面白いですね。

私は、19歳くらいの頃から「四柱推命」や「九星気学」「風水」などの「東洋占い」に興味を持ちました。それは、自分の特性と、適職、将来の幸せを知る指針として興味を持った事がきっかけです。東洋占いは理論的に「東洋医学」と同じ理論もあります。

この度、「タロット占い」は星座占いなどと同様、「西洋占い」になりますので、考え方などが「きっと、人が主体の考え方なので全然違うんだらうな」と思ったところ、やはり、その通りで、東洋占いは考え方が全然違いました。

ところで、“占い”は大きく分けて3種類あるそうです。

それは、命術(めいじゅつ)、卜術(ぼくじゅつ)、相術(そうじゅつ)、だそうです。

命術とは、生年月日や生まれた場所など、データを基に行うやり方だそうです。四柱推命や星座占い、血液占い、九星気学などがこれに当たります。

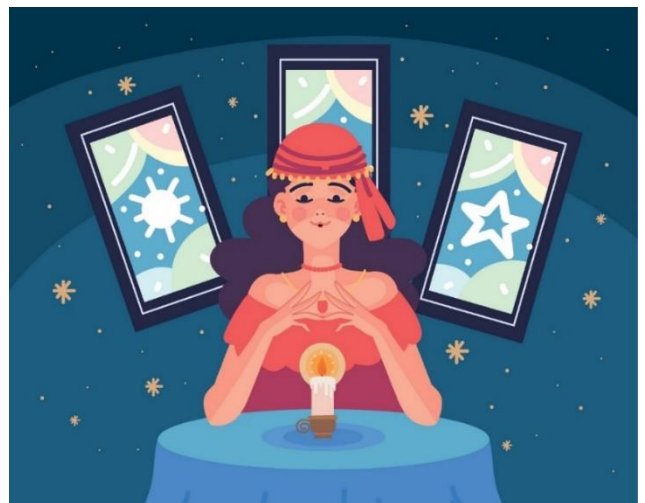
卜術とは、タロットやダイス、易、おみくじなど、偶然から見出すタイプの占いです。「全ての偶発的な出来事は必然である」との考えから生み出された占いです。

相術とは、物の形から人に影響を及ぼしていると考ええるものです。風水や手相、人相、姓名判断などを言うそうです。また、この他に靈感や前世占いなどの占いもあります。

ところで、知れば知るほど、奥が深いタロット占いですが、この“タロット占い”は先の分類だと“卜術”に当たり、偶然のカードが出る訳ですが、心の状態が、そのままカードに出る事も多くあり、なかなかリアルであり、スリルです。

「ああ、なるほど。こんな捉え方もあるんだな」程度に、取り組み、楽しい時間を過ごせました。

また、現在も先生の生徒さん達が10人位で練習する時に一緒に練習会に混ざって貰って居ります。心や頭の体操に皆さんもいかがでしょうか！？



理事の横顔

理事 山内恵美子先生（在宅ケア部長）

○開業されている地域は？

東京都杉並区堀之内です。地下鉄の丸ノ内線 新高円寺駅。新宿から15分圏内ですが、住宅街のなかにあり、付近には妙法寺 日蓮宗の江戸時代から大本山である大きなお寺がある門前町でもあります。お寺が多く歴史のある町で、落語の「枕」という噺に出てくるお寺です。

開業は、最初に出張施術業務開始

——平成2年（1990年）11月1日

次に、 施術所開設

——平成10年（1998年）10月1日

今年、出張業務は11月1日で32年、施術所は10月1日で丁度24年になります。

当時は保育園と同じくらい学童保育も資格が厳しい状態でしたが、お陰様で鍼灸師の訪問治療は、すんなり認可してもらえました。



妙法寺山門

○あはき業界に入ったきっかけは？

結婚後、第一子を授かった時に退職しました。しかし、もともと仕事を通して社会と繋がって生きていきたいとの思いがありましたので、東洋鍼灸専門学校に入学し、3年後に鍼灸師の国家資格を取りました。子供には保育園に通園してもらい通学したので、子供の協力に感謝しています。

良い保育士の先生に出会え、子供は大好きだったようです。その後すぐ夫の転勤があり、東京都に戻ってから仕事を始めた次第です。

○施術や患者様に対していつも心がけている事は何でしょう？

〈施術に対して〉

私達の治療技術は子供、若者、特に中高年者に最適な治療だと思います。それを社会の方々、特に医療に関わる人々に知って頂きたいです。現在、長いおつきあいの患者様とは友人のような親しさがあり、「先生、最後までお願いしますね。」などと言われています。お見送りした方も数人おられます。

身体の不調や痛み等で苦しんでおられる患者様に少しでも楽になって頂き、高齢になられても快適な又、健康な生活をして頂けるように治療でお手伝いしたいと願っています。

その為、治療技術の向上が目下の課題です。

〈患者に対して〉

患者様の痛みや症状による辛さ、また主訴をよく聴き、お気持ちに寄り添っていける治療家に成りたいと思っています。

リーズナブルに治療にかかれ、頻回に又は永く養生治療も受けて頂けるようにとの思いから保険治療を選びました。慢性的な症状の方には保険治療をご提案することもあります。

〈高齢者の方々に對して〉

元気で日々の生活をして頂けるように、昨年からゆうゆう館（敬老会館）で体操教室を行っています。また付近の公園で早朝、お天気の日にはラジオ体操のあと「爽やか体操」をリードしています。

元気に続けられるように励まし合っています。

○当会の入会のきっかけは

時期は当会の名称が前の有限責任中間法人東京都保険鍼灸マッサージ師会の時です。平成18年(2006)4月1日入会して16年になります。

その前にNP0 法人鍼灸マッサージ会に入会しており、その後に当会に移動しました。

入会のきっかけは、治療院の経営を軌道に乗せるため。患者様の治療に頻回に通院してもらうため。

○当会に希望すること

1) お互いに会員の顔が見えるようなコミュニケーションが取れている会だとよいと思います。

なかなか今、コロナ禍もありますし難しいですが。その点、事務局通信の働きに期待しております。

2) 会員が一人一人国民の健康を支えている意識と誇りを持てるような仕事ができるよう支え合える会。そのためには、会員の対面している困難や問題に常に関心を持ち、会員に尋ねていく姿勢が大事でしょう。

3) 会員同士が現在の鍼灸マッサージ師の現状を共有し、課題への対策を模索していけるようリードしていくこと。その為、風通しの良い、話しやすい上下関係のない関係を維持する事。

4) 患者様と同じ立場に立ち、患者様の健康増進を第一の目的とする。その為、公や社会に対し、間違った事には声を上げていく会であり続けたい。

先日のある雑誌に掲載されたマッサージ治療を誤解した記述に、すぐ反論したのは素晴らしかったと思います。希望通りの会で在りたいと思いますが、言うは易く行うは難しです。

在宅ケア部の活動を通して少しでも会員がお互いに近くなり、治療技術を高め合う事で患者様の必要に応じていけたらと願っております。これからも宜しくお願い致します。



事務局の中
いつも有難う御座ります。

二〇二七年に七くすられた聖路加国際病院の
名誉院長だった日野原重明医師と
は人の少し関係があり、親しくお話をさせて
頂く機会があった。

その際先生は音楽療法を実践されておられ
その意義と効果について熱く語られた。

音楽は人の心の安らぎをばりでは無く
植物や野菜にも良い影響を与えるという。

又歌を歌う事は咀嚼の筋や横下筋を鍛える
事になるし、心肺機能を高め、脳を使い

心理的にも好影響を与える。

歌だけでなく音楽を聴くだけでも

精神的に良い効果をもたらす事は

証明済みである。

治療中に音楽をかけている治療院は

多々と思うが、近年寄り添った歌謡曲が好ま

る。

歌を聴かせると治療効果アップの助になる。

中野郁雄



施術管理者研修を終えて

千葉県 椎名 康平

お陰様で無事に「公益財団法人 東洋療法研修試験財団」主催の二日間に渡る施術管理者研修を終えました。この度、研修受講感想文を一施術者、一管理者として、僣越ながら述べさせていただきます。

研修期間は二日間、午前9時から午後6時(途中休憩あり)、参加方法は、会場参加かZOOMでの参加。私はZOOMで参加しました。研修の概要は4部構成となっており、二日間で消化する内容でした。簡素的に申し上げますと、開業数年経過している私的には、

① 慣れに対する気付きを与えてくれた。 ② たまに思う疑問等もスッキリしたと、以外といい印象でした。とは言っても、深掘りしたコアな内容の講義部分は流石に眠くなりましたが…。ざっくりですが具体的には、

① 施術や広告における基本的なリスク管理。主な事例、統計等。

② 拘縮、麻痺、変形徒手の定義、正しい保険請求、主な事例、統計等。

①②共に、慣れから普段深掘りしない基本的な項目でしたが、たまに疑問に思う事というものは、今更聞けない基本的な事が多いと思います。

実態を再確認出来た事で、狭くなっていた視野が広がり、施術に対しても、初心に戻る良いきっかけ、身の引き締まる思いになりました。とはいえ、二日間、今回は日曜と月曜日でしたが、この長時間拘束状態と決して安くない参加費は、講義の割に合うか合わないかどうかは、各個人の賛否の分かれる微妙なところだと思います。

日々雑感～職員便り～コロナに感染して

事務局 佐藤

9月中旬、突然のどが痛み出し、その日の夜に39℃以上の発熱がありました。解熱剤を飲んでも発熱は4日間続き、そのほかの症状は頭痛と関節の痛み、腹痛、吐き気などの症状がありました。

感覚的にはインフルエンザよりも辛かったのですが、コロナの症状の中でも軽症に分類される程度でした。この辛さで軽症かと思うと中等症や重症の患者はどれだけ辛いのかと怖くなりました。

現在事務局はコロナが蔓延し出した2年前からはほとんどテレワークで、申請期間や出勤を要する際にのみ事務所勤務をする体制を続けてきました。

私自身インドア派のため、自宅と事務所の往復や近所で外食をする程度で、会話をする際もマスクをするなどの感染対策はしてきたつもりですが、それほど強い感染力があるのだなと実感しました。

こうして事務所内でコロナ感染者第一号となりましたが、他の職員や家族に感染させずに済んだことは幸いでした。

皆様も日々感染対策をしながら生活したり、施術をするのは大変かと思いますが、事務局でサポートできる面は微力ながらサポートいたしますので、一緒に頑張りましょう！

日頃、会員の皆様とは電話でしか接点のない事務局職員の横顔をお伝えするべく、今号からリレー方式で職員からのお便りをお届けします。初回はソフト・PCを中心に担当、職員の平均年齢を下げるに孤軍奮闘の佐藤瑞希のレポートです。

[治療院のアイテム達あれこれ]

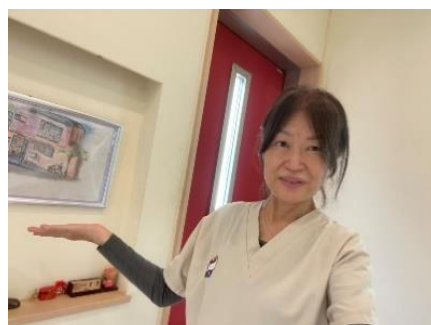
皆様は治療の際にお気に入りの道具やアイテムありますか？
私の治療院のお気に入りを紹介します。

気分が上がるので治療室の空間も大事にしたいですし
患者さんにもリラックスしてもらいたいものです。

- ① 受付の棚、お釣りが入っています。ビンテージのライティング機です。
- ② ウサギのライト。かわいいと評判です。
- ③ ユニコディスが鍼S六角鍼管刺入時に患者の情報を収集しやすく、当たりが柔らかく痛みが少なくソフトです。
- ④ 鍼灸道具入れ レトロな感じが良い
- ⑤ 刺さない鍼てい鍼各種
- ⑥ 施術着 キティちゃんの刺繍あり。着やすく動きやすいです。

皆様も、ご自分のお気に入りのアイテムあれば教えてくださいませ。コロナ禍を乗り越え自身の体調にも気を配り颯爽と治療に励んでまいりましょう。

【いしはら鍼灸治療院 石原則子】



待合室 近所の画家さん作 旧治療院のパステル画前にて



②



③



④



⑤

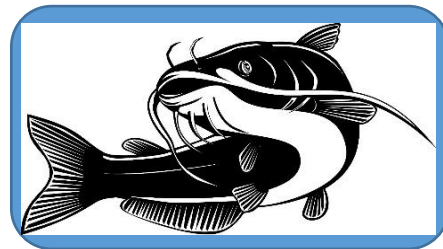


①

私は、小学校の頃、友達とよく近所の川や沼に釣りに行っていました。

夜遅くまで釣りをしているのが楽しく、家に帰るのが遅くなり、よく、父や母に怒られたものでした。そんな夏休みのある夕方の事です。

いつもの通り、友達と釣りに出かけ、1時間位した頃です。
私の釣り竿の鈴が鳴りました。重たい感じなので「おかしいな
引っかかったかな？」と思ったら大きな長いひげが水面から見え
ました。そして、お腹の辺りが銀色に光りました。



「おおっ！」大きなナマズです。無我夢中でリールを巻きましたが、
当時小学5年生の実力ではナマズの方が一枚上手でした。糸を切られて逃げられてしまいました。
1メートル近くはあったと思います。逃げられた魚は大きいとは言いますが・・・。

どうしてもこの日は興奮して眠れませんでした。この時の事がずっと忘れられませんでしたね。
小学校時代の良い思い出ですね。それから約10年経ち、20代半ばになり、再度、ナマズ釣りにチ
ャレンジしてみました。

大雨の次の日の水の濁った日に釣りに行ってみたり、夜中に釣りに行ったり、色々試しましたが、
なかなかナマズを釣る事は出来ませんでした。そんな、ある晩に、小さなナマズの種類のギギという
ナマズによく似た魚を1時間で30匹くらい釣れた事がありました。

初めての経験でした。そして、その翌日に大きな地震があった時には驚きました。「もしかして、ナ
マズの種類のギギが大量に釣れたのは地震の予兆では・・・」そんな事を感じました。

そして、いよいよ念願達成の時が来た！前から車で通る度に「居そうだ」と思う場所があつて、そ
こで試してみました。何となくナマズが居そうな「水の色」や「雰囲気」を感じるのです。

しかし、最初は小さなドジョウや鮒しか釣れませんでした。少しだけ場所を変え、待つ事5分。

浮きがピクピク動き、斜めに沈んで行くのを今でも鮮明に思い出します。45cmのナマズを釣りま
した。

ところで、ナマズは6月ごろに産卵期を迎え、活動的になります。そして、田植えが始まる5月頃
から徐々に動きが活発になり、田んぼの土のにおいが好きな事が分かりました。そして、川と用水路
の合流点の田んぼの土の匂いに導かれる様に用水路に入って来たり、川に戻ったりを繰り返している
のだらうと推測しました。

それ以降、梅雨が明けるまでの間に、60cmクラスのナマズを何度もその場所で釣りました。これ
で「クリアした！解決できた！」と思えました。釣るポイントや仕掛け、エサなど、色々、吟味し、
試した甲斐がありました。そして、この事を、私の人生の中でかけがえのない大切な出来事だった



と思って居ります。決して無駄な出来事など、一つもないと
いう事が分かったからです。今でも、様々な困難や行き詰つ
た時、物事の解決や糸口がなかなか見いだせない時などに、
この時の事をよく思い出して教訓にしています。

そして、諦めずに継続する事で、必ず目標を達成できる
という事、ふとしたタイミングにチャンスや気付きがあるもの
などを良く教えてくれた出来事だったと思い、現在も頑張つて居ります。 次号に続く・・・

愛の尺度としての金について考える

松本 泰司



**愛は執着ですから体力が
弱ると消えていきます**

Kさんは80代半ばの男性である。Kさんには長年内縁の妻S子さんがいる。S子さんは認知症である。Kさんは何故S子さんと結婚しなかったかを私に数回語った。

昔S子さんの母親がKさんとの結婚に反対したからだと言う。

KさんもS子さんも80歳を超えている。S子さんの母親が存命かどうか知らないが今は結婚に反対しないと思います、と言おうとしたが黙っていた。

Kさんが去年頸椎の手術を受ける迄はS子さんの事を気にかけていた。「S子一人で置いておくと火を出さないか心配だ。」「私に何かあったらS子の面倒は誰が見るのでしょうか。」「

手術以降Kさんは立ち上がるのも時間が掛かるようになった。トイレに間に合わない困ると言っ
て、トイレの前に布団を敷いて寝る生活になった。

Kさん：「松本さん、私はもうS子の面倒を見ることが出来ません。」

私：「そうですね、Kさんも体力が落ちましたね。」

Kさん：「私は今後、自分に医療費が掛かるのでS子は生活保護で見てもらうことにしました。」

私はKさんの話に飛躍があるのを感じた。

私：「Kさん同居家族がいる場合、生保の申請は通らないと思います。」

Kさん：「松本さん、私はS子と一緒にいるのが嫌なんです。S子を生活保護の金で入れる施設に入
りたいんです。遠くて構いません北関東あたりは安く入れるでしょう。これ以上S子に金を出したく
ありません。」私はKさんのこれまでの言い分と違って来たと思った。

Kさんには養女の○huさんがいた。Kさんは「自分の医療で掛かったお金の残りは全て○huに相続
させます。その代わり私は○huに面倒を見てもらいます。」

以上の事をKさんは2mも離れていない、一人でテレビを見ているS子さんに聞こえる状況で話し
た。S子さんは短期記憶が少し落ちているだけの要介護1。Kさんは少し重く要介護2である。

私はS子さんの心情を察すると話しを続けるのがつらくて仕方なかった。Kさんは耳が遠いので声
が大きい。私も話をするのに大声になるのでS子さんも話の内容は察している。

○huさんは名前からして出身は外国の人ではないかと思っているが確認はしていない。

愛の尺度はその対象にどれだけの金を注ぐかで決まる。好きな女がいたとする。男は最初の頃その
女性を高級料理店に連れて行った。店を出た後も話がしたくて別な店で話し込んだ。結婚に至らず数
年後その女性との食事は「吉野家でエーヨネ」となると、これは愛の終わりです。

私はKさんから依頼された安い施設を探している。Kさんのキーパーソンである○huさんに、今後
はS子さんのいない場所で話をしたいと理由を言ったところ、○huさんは「アーラ松本さんやさしい
のね。」と笑った。このケースは気が重いのである。

【海江田万里の政経ダイアリー】2022.9.29号

★臨時国会開会をまえに

日本社会の分断を残して、「国葬」は終わりました。

いよいよ10月3日から、臨時国会が始まります。通常国会が終わったのが、6月15日、7月に参議院選挙が行われ、3日間だけの臨時国会が開かれたものの、その後は休会状態が続いていましたから、およそ100日ぶりの国会です。この間、野党は憲法53条に基づいて政府に早期の臨時国会開会の要求を行いましたが、約1か月半、放置されたままでした。日本の政治に空白が続いている間、世界では様々なことが起こり、日本もその影響を受けています。思いつくままに列挙すると、ロシアのウクライナ侵攻は膠着化し、ついにロシアは占領地域の「住民投票」を行い、東部諸州のロシアへの一方的な併合を行なおうとしています。またウクライナ軍の反撃によって苦戦を強いられたロシアは、部分的な動員と称して若者を徴兵し、国内ではこれに反発する動きも起きています。

アメリカは経済が変動をきたしています。FRBの相次ぐ利上げによって景気に減速感が漂い、株価は連日下落して、9月29日にはNYダウは3万ドルの大台を割り込んでいます。またイギリスではジョンソン首相が退陣し、代わってリズ・トラス首相が選ばれました。彼女かつてEU残留派の論客として有名でしたが、今や筋金入りのブレグジット(EU離脱)推進派に変身しました。イタリアでは総選挙の結果、EUに懐疑的な右派が躍進しメローニ女史が新首相となりました。今後、EUの結束にひびが入りかねません。

日本では、円安がさらに進行し、その結果、物価高騰が庶民の生活を直撃しています。9月22日には政府は3兆円規模のドル売り円買いの為替介入を行いました。アメリカの協調介入は得られず、その効果は数日続いただけで、9月29日現在、1ドル=144円後半になってしまいました。

中国のRMB(人民元)、インドのルピー、タイのバーツ、韓国のウォンなどアジアの通貨が軒並み安くなっていることも見逃せません。1997年のタイのバーツ下落からおきたアジア通貨危機が一瞬、頭をよぎりました。もちろん、その再来の可能性は低いと思われます。しかし、政府が入国制限を緩和し、円安によるインバウンドの急増によって日本経済の活性化を図ろうとの期待は、中国や韓国、タイなどのアジア諸国からの観光客にとっては自国通貨安によって、円安の効果は半減していることから思った効果が得られない可能性があります。

10月3日から開かれる予定の臨時国会では、野党が足並みをそろえ、「国会議員の4分の1以上の要求があれば、政府は20日以内に臨時国会を召集しなければならない」との規定を盛り込んだ、「国会法改正案」を提出する予定です。自民党はかつて憲法改正草案のなかで、今回の野党の提案とほぼ同じ内容を盛り込んだことがあります。今回も憲法改正で対応しようと主張しているようですが、憲法改正を待つことなく、国会法の改正案を成立させるべきです。

また統一教会や、「国葬」問題、新型コロナ対策、相次ぐ物価高騰に対する経済対策についての議論はもちろんのこと、自民党の一部から反対意見のでている「10増10減」の議員定数の法案も、必ず臨時国会に提出して、早期の成立を期すべきです。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所(東京都第1区) 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp



2022.10.1 発行 Vol.153

発信元: 牧島かれん事務所

月刊 政治かわら版 牧島かれん国政報告

*地元事務所

*会館事務所

TEL:0465-38-3388

TEL:03-3508-7026

FAX:0465-38-4400

FAX:03-3508-3826

気がついて、今年も残り10.3.あと3ヶ月。国会もスタートです。

■ 地元活動、NPO再開!

3年ほど中止や縮小していた地元のお祭やイベントもNPOが再開しています。大田時代には在京当番があり(有事の際に島駆けつけられ様東京にいはいけねばならぬ)地元に戻れる時間も限られていました。が、警護のバリエーション、この秋は地域のグランドゴルフ大会や、マニバ祭り、町祭りなど。お邪魔する中でも、お話を聞く時間もとれて嬉しかったです。また地元開催の「スマイル教室」にも参加させて頂き、シニア世代が難しいと感じるポイントやスマホ決済へのハードル等(IPadなど)も聞かせて頂きました。

■ 経産委員会と科技特(カギトク)

国政の副委員長は、それぞれに担当する委員会があり、その委員会がしっかりと運営される様子を配らねばなりません。私は「経済産業委員会」と「科学技術・イノベーション推進特別委員会(略して、カギトク)」を担当予定です。会期中、それぞれの委員会が提出される法案などが議論され、委員会が空振りするアクションがない様、努めて参りたいと思います。

季節の変わり目は体調を崩しやすい時期。栄養をとって健康にお過ごし下さい。衆議院議員 牧島かれん (2022.9.29)

R04 年 10 月

1	土	
2	日	
3	月	申請書〆切
4	火	申請業務
5	水	
6	木	保険部会(19:00~21:00)Web
7	金	
8	土	
9	日	財政再建プロジェクト会議(13:00~15:00) 事務所
10	月	スポーツの日
11	火	事務局通信投稿締め切り
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	ケアマネ会議(13:30~15:30)事務所 三役会(15:30~18:30)
17	月	事務局会議 (13:00~15:00)
18	火	通信発送
19	水	
20	木	NPO 体験マッサージ(13:30~15:00) 千駄ヶ谷社会教育館・和室 国民の会役員会(18:30~20:30)web
21	金	
22	土	
23	日	
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	
28	金	支給明細などの発送
29	土	
30	日	
31	月	療養費の振り込み

R04 年 11 月

1	火	
2	水	
3	木	申請書〆切 野外パーティー 川崎市 稲田公園 文化の日
4	金	申請業務
5	土	
6	日	NPO 理事会 (10:00~12:00) 千駄ヶ谷社会教育館
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	事務局通信投稿締め切り
11	金	
12	土	
13	日	財政再建プロジェクト会議(13:00~15:00) 事務所
14	月	事務局会議 (13:00~15:00)
15	火	
16	水	
17	木	NPO 体験マッサージ(13:30~15:00) 千駄ヶ谷社会教育館・和室
18	金	通信発送
19	土	
20	日	NPO 総会(13:00~14:00) 講演会(14:00~17:00) YCC 代々木八幡コミュニティセンター
21	月	
22	火	
23	水	勤労感謝の日
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	理事会(14:00~17:00)
28	月	支給明細などの発送
29	火	
30	水	療養費の振り込み

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会